

議案第 6 3 号

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
甲府市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 8 年 6 月 8 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例
甲府市介護保険条例（平成 1 2 年 3 月条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 3 項を加える。

（令和 8 年度分の保険料の減免の特例）

- 2 4 市長は、第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和 7 年度及び令和 8 年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第 2 5 条及び前 2 項の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（第 6 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第 2 5 条及び前 2 項の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第 2 5 条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料を減免する。
- 2 5 前項の規定による減免後の令和 8 年度分の保険料の額は、令附則第 2 5 条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。
- 2 6 附則第 2 4 項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市介護保険条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度における保険料の減免に関する特例を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。